

泉小学校 「いじめ防止等のための基本的な方針」

1 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを生まない学校、学級づくり

いじめを生まない学校にしていくためには、生徒たちの友人関係の基盤となる学級経営を大切に考えていく必要がある。

① 授業の改善

- ・「学習の約束」「教師の授業に臨む姿勢」の徹底
- ・1時間の授業の充実…「ねらい」・「めりはり」・「みとどけ」の3観点重視の授業づくり
- ・全職員が「わかる授業づくり」に努め、具体的な授業を通して、教科指導、学習規律、生徒指導等の観点から意見交換を行い、改善を図る。

② 道徳教育、体験活動の充実

- ・教育活動全体を通じて、他者と共によく生きるための基盤となる道徳性を養っていく。
- ・生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識を育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験など、様々な体験活動を推進する。

③ 人権同和教育・福祉教育の充実

- ・いじめアンケート調査
- ・人権教育授業
- ・人権教育授業参観、学級懇談会
- ・校長講話
- ・なかよし月間11月

④ 職員の研修

ア 教師自身が人権感覚を大切にされた教育活動を展開する。なお、教師の不適切な認識や行動が児童生徒を傷つけたり、児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、日々の指導のあり方に十分な注意を払う。特に以下に挙げる児童生徒については、日常的に本人の特性や環境を踏まえた支援ができるよう、各学校の状況に応じた研修を実施する。

- ・発達障がいを含む障がいや、特性のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つ児童生徒など、外国につながる児童生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒、または原子力発電所事故により避難している児童生徒
- ・その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒

イ インターネット犯罪への対応研修

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への理解と指導のあり方等について

ウ 「傾聴」「共感」「受容」など、カウンセリングマインドを生かした教育相談を進めるための研修

⑤ 仲間と一緒に生活する力の育成

- ・小グループ、ペア学習の工夫と実践
- ・心理教育の導入と実践…構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、対人関係ゲーム等
- ・日々の生活や各種行事における集団活動の工夫と充実

2 いじめの早期発見のための取組 【別表1 参照】

- (1) 日常活動を通じた早期発見
 - ①日常的に児童生徒の表情を観察し、必要に応じて声がけをしたりすることができるよう、子どもと向き合う時間を確保。
 - ②日記や生活記録をもとに対話をするなど、児童生徒の気持ちの変化の把握。
 - ③学年会や教科会での情報交換。
 - ④相談窓口の明示や、相談箱の設置など、児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。
- (2) いじめの早期発見アンケートチェックの実施
 - ①アンケートによる児童生徒の学校内外の生活や、心の変化の把握。面談実施。
 - ②児童生徒一人ひとりの学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握。
例)「SOS郵便」「学校生活アンケート」「5分間ショート面接」等の活用
- (3) 相談体制の充実
 - ①児童生徒、保護者が気軽に相談できる相談窓口の工夫と、校外相談窓口の周知。
 - ②スクールカウンセラー(S C)、SMA、スクールソーシャルワーカー(S S W)らとの積極的な連携。
- (4) 「SOSの出し方に関する教育の推進」
 - ・自殺予防対策と連動し、中学校で特別授業を実施する。
- (5) 小中高連絡会等での連携や切れ目のない支援の充実。

3 いじめへの対応

(1) いじめへの対応のポイント 【別表2 参照】

☆いじめを受けた児童生徒には☆

いじめを受けた児童生徒への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。

- 受容→つらさや悔しさを十分に受け止める。(傾聴の姿勢)
- 安心→具体的な支援内容を示す。(教師は絶対的な味方)
- 自信→良い点を認め励まし、自信を与える。
- 回復→人間関係の確立を目指す。(交友関係の醸成)
- 成長→自己理解を深め、成長を促す。(自立の支援)

※「いじめ解消」の定義

- ①少なくとも3ヶ月を目安として、いじめが止んでいること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

☆いじめを行った児童生徒には☆

その場の指導に終わることなく、いじめがなくなるまで、注意深く継続して指導していく必要がある。

- 確認→いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
(はっきり確認がとれるまでは、頭ごなしに決めつけない)
- 傾聴→不満・不安等の訴えを十分に聞く。(受容的態度)
- 内省→いじめを受けた児童生徒のつらさに気づかせる。自分の良さや弱さに向き合う時間もつくるようにする。(いじめは絶対にいけないことの指導)
- 処遇→課題解決のための援助を行う。(いじめのエネルギーの善用を図る)
- 回復→役割体験等を通じて所属感を高める。(成長への信頼)

☆いじめを受けた児童生徒の保護者には☆

教師と保護者の、いじめに対する基本的認識のズレが生じないよう連携を図る。

- いじめの事実を正確に伝える。
- 学校はいじめを受けた児童生徒を守りぬくという姿勢を示す。
- 信頼関係を構築する。→傾聴の姿勢を大切にし、保護者の「いたみ」を自分の「いたみ」として対応する。
- 具体的な取組をきちんと伝えて、理解を得る。→被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼

☆いじめを行った児童生徒の保護者には☆

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- 事実をきちんと伝える。
- 保護者の心情を理解する。（怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安など）
- 子どもの立ち直りを目指し、具体的な助言を与え、協力を依頼する。

☆学級には☆

教師は、学級において「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を示す。

- 具体的事実に基づいて話し合う。（当事者の了解・配慮）
- 被害児童生徒の心情に寄り添うと共に、加害児童生徒も学級集団に取り込むようにする。
- いじめの行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、思いやりを基盤とする学級づくりをめざす。
- 意図的・継続的に学級に働きかけ、指導していく。
- 連帯感の育成、人間関係づくりを重視する。（自己存在感）

☆関係機関との連携☆

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん、各関係機関との連携を図る。

- 校内いじめ防止対策委員会を中心に、教育委員会など関係機関の指導を受ける。
- 学校・家庭・関係機関（相談機関・警察等）との連携を日頃から図っておき、学校内外の相談窓口の周知を図る。いじめ問題への対応及び緊急体制について、全教職員で確認をしておく。

4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置 【別表1, 2 参照】

5 いじめに対する措置 【別表2 参照】

- (1) 教職員や保護者などは、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校への通報やその他の適切な措置をとる。
- (2) 学校は、通報を受けたときや在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を佐久市教育委員会に報告する。
- (3) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) 必要に応じ、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにする。

- (5) いじめの事案に係る情報を、いじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための連絡を取り合い、会合を持つ。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、直ちに市・県教育委員会に報告し、市教委・所轄の警察署と連携して対処する。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは、市・県教委教育委員会・所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (7) 児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、校長は適切に懲戒を加える。

6 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のような対応をする。

- (1) 重大な事態が発生した旨を佐久市教育委員会・長野県教育委員会に速やかに報告する。

※重大事態の例…①児童生徒が自殺を企図した場合 ②身体への重大な傷害を負った場合
③金品等に重大な被害を被った場合 ④精神性の疾患を発症した場合

- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。【別表2 参照】
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）・「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に基づき、適切に対応する事が必要である。

7 その他

- (1) 教員が児童生徒と向き合う時間の確保
 - ・過重な負担がかからないように校務分掌の適正化と組織的体制の整備をする。
- (2) 学校評価への位置づけ
 - ・各学校の「いじめ防止等のための基本方針」を、各学校のホームページに掲載するなどして周知、説明をしていく。また、各学校の実情に即して適切に機能しているかの点検を行い、必要に応じて見直しを図っていく。（PDCAサイクルの実行）
 - ・各学校の「いじめ防止等のための基本方針」において、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。その際、いじめの有無や認知件数の多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して改善に取り組む。

<参考> 「いじめ防止対策推進法」第2条の定義

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【別表1】

佐久市泉小校 いじめ防止等のための基本的な方針

いじめの未然防止

いじめ防止対策委員会

毎月1回の定例会

校長 教頭 教務主任
生徒指導主任 人権教育主任
養護教諭 学年主任

学校

<授業の充実>

- 一人一人がわかる授業 ○一人一人が生きる授業
- 授業の規律が守られる

<道徳教育の充実>

- 人を思いやる心の育成 ○いじめを許さない心の育成 ○情報モラル教育の推進

<人権・福祉教育の実現>

- なかよし月間 ○奉仕体験活動への参加 ○生き方についての学習

<職員の研修・自覚>

- 発達障がいや外国籍等、配慮が必要な児童生徒の理解と対応
- いじめ等防止対策研修 ○情報モラル教育研修 ○児童理解に基づいた授業改善

“いじめ防止四箇条”を合い言葉に！

【人を思いやる心、命を大切にすることを進めています】

「心」の大切さについてふれる機会を大切にしています。

【早期発見・早期対応に努めます】

「悪ふざけ」のように見えても被害者が「いじめ」と感じている場合はいじめです。

【チームで対応します】

必ず学年・学校全体の問題と捉え、学年・学校職員全体で取り組みます。

【毅然とした対応をします】

家庭

我が子への思いを大切に育てる
対話のある良好な親子関係
人を思いやる心の育成
いじめを許さない心の育成
携帯、インターネットの管理
勤労・奉仕する心を育てる 等々

地域

我が地域の子どもを育てる自覚の啓蒙
地域が子どもを守る姿勢の育成
あいさつと声かけによる地域の輪
地区行事の企画と子どもの参加奨励
学校ボランティア活動への参加
等々

いじめの早期発見

常に外に開き、内を開く・・・情報をオープンにしていく

傾聴の姿勢と強い絆・連携・多くの目で見守っていく

学校（傾聴の姿勢の重視）

アンケートの実施 個別面談の実施
学年・学校体制での指導 相談窓口の周知
欠席遅刻情報の共有 ネットパトロール
生活ノートの活用 スクールレリング 等々
※ わずかな変化を見落とさない

家庭（学校との連携の重視）

わずかな変化を見落とさない親子関係
持ち物の変化への気づき
学校との信頼関係の構築
ネット依存傾向の把握と対応
等々

【別表2】

